

## 北海道が定める「花き」の慣行レベル

平成 19 年 4 月 10 日付け食政第 52 号

一部改正 令和 6 年 3 月 29 日付け食政第 1579 号

北海道農政部食の安全推進監通知

作物名	化学肥料		化学合成農薬	
	作型	慣行レベル (kgN/10a)	作型	慣行レベル (成分使用回数)
カーネーション	ハウス	30	秋切り	37 (－)
	ハウス	30	7～10月切り	37 (－)
スターチス (宿根)	ハウス	15	夏秋切り	41 (－)
キク	ハウス	23	ハウス 8 月切り	34 (－)
	ハウス	23	ハウス 9 月切り	40 (－)
宿根カスミソウ	ハウス	14	新苗 8～10 月切り	30 (－)
	ハウス	14	超年株春夏切り	30 (－)
アルストロメリア	ハウス	51	周年 (定植年)	62 (－)
	ハウス	51	周年 (定植 2 年目)	76 (－)
ユリ	ハウス	15	9 月切り	25 (－)
トルコギキョウ	ハウス	15	夏秋切り	18 (－)
デルフィニウム	ハウス	－	－	－
エラータム	ハウス	16	4 月まき無加湿 7～10 月切り	34 (－)
	ハウス		夏定植秋 1 回切り	26 (－)
ベラドンナ	ハウス	16	無加湿・3 回切り	38 (－)
	ハウス		夏定植秋 1 回切り	26 (－)
シネンシス	ハウス	18	2 回切り (7 月、9 月)	49 (－)
かぼちゃ (観賞用)	露地	12	露地	8 (7)

注 1 : 化学肥料の慣行レベル (kg N/10a) は、生産過程等において使用される 10a 当たりの化学肥料の窒素分量の合計 kg

注 2 : 化学合成農薬の慣行レベル (成分使用回数) は、生産過程等において使用される化学合成農薬の使用成分回数の合計

注 3 : 化学合成農薬の成分使用回数の ( ) 書きは化学合成農薬不使用の種子・苗等の入手が困難な場合の種子・苗等に係る化学合成農薬の成分使用回数を除いた成分使用回数。